

議案第45号

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市こども未来会議を設置するため必要があるからである。

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表みよし市児童育成計画審議会の項を次のように改める。

みよし市こども未来会議	こども・子育て支援施策の推進に関する事項の審議	20人以内	学識経験を有する者 児童福祉又は教育関係団体の代表者 産業関係団体の代表者 市民 市長が必要と認める者
-------------	-------------------------	-------	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正）

2 みよし市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表児童育成計画審議会委員の項中「児童育成計画審議会委員」を「こども未来会議委員」に改める。

みよし市附属機関の設置に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(附属機関の設置及び担任事項)							
第2条 別表に定めるところにより、附属機関を設置する。							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準	附属機関名	担任する事項	定数	委員の選任基準
みよし市地域公共交通会議の項からみよし市老人福祉施設設置運営者選定審査会の項まで 略				同左			
<u>みよし市子ども未来会議</u>	<u>子ども・子育て支援施策の推進に関する事項の審議</u>	<u>20人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u> <u>児童福祉又は教育関係団体の代表者</u> <u>産業関係団体の代表者</u> <u>市民</u> <u>市長が必要と認める者</u>	<u>みよし市児童育成計画審議会</u>	<u>児童育成計画に関する調査審議</u>	<u>20人以内</u>	<u>学識経験を有する者</u> <u>児童福祉又は教育関係団体が推薦する者</u> <u>商工会が推薦する者</u> <u>市民</u>
みよし市保育所管理運営法人選定審査会の項以下 略				同左			

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(報酬)			
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。			
2 略			
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から老人福祉施設設置運営者選定審査会委員の項まで 略		同左	
<u>子ども未来会議委員</u>	日額 7,000円	<u>児童育成計画審議会委員</u>	日額 7,000円
保育所管理運営法人選定審査会委員の項以下 略		同左	
備考 略		備考 略	